Q　本社が東京23区、勤務地が横浜市の場合は対象になるの？

A　対象外です。通勤先が東京23区であることが必要です。

Q　在住期間や通学・通勤期間はどうやって確認するの？

A　在住期間については、戸籍の附票の写しや住民票の写し等、通学期間については、大学等の卒業証明書や成績証明書等、通勤期間については、就業証明書や退職証明書、離職票等で確認しております。

❷ 移住先の要件

□ 次のA及びBのいずれにも当てはまること

A いわき市に住民票を異動してから1年以内であること。

B いわき市に5年以上継続して居住する意思があること。

Q　5年以内に市外へ転居した場合はどうなりますか？

A　原則として、いわき市での居住期間が3年に満たない場合は全額、3年以上5年以内に市外へ転出した場合は半額返還となります。

❸ 就業（転職／テレワーク）や起業、関係人口の要件

□ 次のA～Eのいずれかに当てはまること

A 福島県の就職マッチングサイト「Fターン」に、移住支援金の対象として掲載された求人情報に応募し新規で採用されること。

B 福島県が実施するプロフェッショナル人材事業等を利用して採用されること。

C 自己の意思により、移住元の業務を移住先においても引き続きテレワークで実施しながらいわき市を生活の本拠とすること。

D 移住前から本市と関係人口であった方（いわきファンクラブの登録者、IWAKIふるさと誘致センターの登録者、移住イベント参加者等）で、県内企業に就職または、県内で起業、就農していること。

E 福島県が実施する起業支援事業（地域課題解決型起業支援事業補助金）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

Q　支援金における関係人口ってなんですか？

A　福島県やいわき市等が主催する移住関連イベントへの参加者や、IWAKIふるさと誘致センターに、相談登録票を提出し、移住相談を行っている方などです。

Q　就農とは家庭菜園でも当てはまるのか？

A　原則として、農作物を販売し収入を得ていることが分かる書類（確定申告書等）の提出が必要となります。

詳細は、いわき市役所創生推進課（0246-22-7025）までお問合せください。

メール：souseisuishin@city.iwaki.lg.jp